現場代理人の兼務に関する特記仕様書

（適用）

第１条　この特記仕様書は、安来市が令和 7 年 12 月 1 日以降に契約する工事に適用する。

（現場代理人の兼務の申請）

第２条　受注者は、次の一，二いずれかの要件を満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の 運営・取締りする上で支障がない場合は、様式１により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

一　次の要件を全て満たす建設工事

(1) 兼務する建設工事のそれぞれの建設工事が 4,500 万円未満（建築一式工事にあっては 9,000 万円未満）であること。

(2) 兼務する建設工事は安来市が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場間の移動距離が 10 ㎞程度までであること。

(3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

二　同一の場所または隣接した場所で行われる建設工事で、安来市が認めるもの（諸経費調整工事）。

（兼務できる工事の数）

第３条　一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、２件までとする。

（現場代理人の兼務に係る承認）

第４条　発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移 動距離、施工形態及び申請者の手持ち工事数、施工能力等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

（承認・非承認の通知）

第５条 発注者は現場代理人の兼務について承認の適否を決定した場合には、様式１により速やかに受注者に通知するものとする。

（工事成績評定点への反映等)

第６条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締等に支障をきたした場合、不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに、指名停止措置等の対象となる場合がある。